

第11回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会 議事要録

会議名称	第11回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会
開催日時	平成30年1月30日(火) 19:00～20:45
開催場所	小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室
次第	1. 開会 2. 議事 (1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) 意見に対する見解書(案) 3. その他 4. 閉会
配付資料	・資料1 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) に対するパブリックコメントの実施結果(案) ・資料2 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) 新旧対照表(案)
出席者	[委員] 木田礼子、加藤利幸、深澤洋子、小町哲也、田村茂(座長) 藤原哲重、諸江大、谷川哲男 [事務局] 村上哲弥(事務局長)、片山敬(参事(施設整備))、小暮与志夫(参事(施設更新))、伊藤智(計画課長)、足助道陽(計画課主査)、小島淳(計画課主任) 山下知良(計画課)
欠席者	延味道都、霜出貞男、邑上良一、鈴木寿子、中島裕輔(座長代理)
傍聴者数	4名
担当	計画課

1 開会

- ・ 事務局より、延味委員、霜出委員、邑上委員、鈴木委員、中島委員が欠席する旨を報告する。また、小町委員については、10分ほど遅れる旨を報告する。
- ・ 事務局より、資料の確認をした。

資料1 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するパブリックコメントの実施結果 (案)

資料2 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 新旧対照表

<進行交代>

2 議事

(1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 意見に対する見解書 (案)

- ・ 事務局より、(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) に対するパブリックコメントの実施結果 (案) の実施の概要等及び本編第1章並びに第2章に関連する内容を説明した。

1 番目、昨年(2019年)の11月13日から12月11日まで、パブリックコメントを実施した。意見応募者数14人、意見応募数90件、この90件については組合の解釈により分けた。

2 番目の意見に対する対応状況については、一部反映済みを含む、反映済みが6件、一部反映するを含む、反映するが8件、参考意見が72件、その他が4件、合計90件であった。

3 番目、意見の分類としては、この表に示すとおり、第1章の計画の目的及び概要については、場所の選定、計画の延期12件、目的や背景1件。第2章の計画諸元、検討・設定については、施設規模7件、開発やアセス10件、情報公開・地域要望等1件。第3章の処理方法の検討については、処理方法2件。第4章のプラント設備計画及び土木建築計画については、煙突高さ10件、その他4件。第5章の事業方式2件、第6章の財政計画9件。その他については、市民参加、情報提供10件、組合全体12件、分別や排出方法7件、その他3件であった。

4 番目、市民説明会を11月に全6回行った。市民説明会の参加者数は、11月13日月曜日、組合会議室で行った第1回15名。11月16日木曜日、武蔵村山市役所で行った第2回7名。11月17日金曜日、組合会議室で行った第3回7名。11月18日土曜日、東大和市役所で行った第4回14名。11月19日日曜日、小平市役所で行った第5回10名。同日、組合会議室で行った第6回3名の合計56名という結果であった。

本日の説明だが、本編の章立ての順に説明する。1章、2章で1つ。3章、4章で1つ。5章、6章で1つ。その他で1つと4分割させて説明する。

4-6については、「責任ある3市並びに衛生組合は他の適地を探す調査、検討を行ったか」、「小平市中島町現在地は敷地の規模、環境、未来を俯瞰するに適地か」といった意見であった。ほかにも同じような意見が幾つかあったので、抜粋して説明する。見解については、「本施設の建設用地については、行

政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議のうえ、現在の場所で計画することとした。現施設は、稼働から、3号ごみ焼却施設が40年以上、4・5号ごみ焼却施設が30年以上経過し、25～30年と言われるごみ処理施設の稼働年数を超え、老朽化している。3号ごみ焼却炉は、多摩地域では最も古く、また、稼働年数が40年を超えるごみ焼却施設は、全国的に見てもごく少数である」とした。また、「組合の施設は3市地域に1つしかない施設であり、3市35万人の排出ごみを安定的に処理するためには、更新時期を遅らせることができないことから、今回ご提示したスケジュールで事業を進める」と記載した。

次に、4-10については、先ほどの意見と似た意見だが、質問にあるとおり、「工場の老朽問題は市民を交え実態を聞き補修等で延命化を図る」とあるので、それに対する回答として、「現施設は、平成33年度までの稼働を目標に、平成15年度から平成18年度に15年間の延命化工事を行っています」とした。以下については、先ほどと同回答とした。

次に、4-5については、「第1章、第2章の目的背景は当然で在る」という意見に対して、「本計画は、『周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設』を目指し、お示した整備方針に基づき整備を進めます」と回答した。これについては、本計画案に反映済みだったため、反映済みとした。

次から第2章となる。7-3については、「災害廃棄物の上乗せは必要か」、「上記計算の根拠として、施設の稼働日数を280日とするのに対し、200t規模のストーカー炉では年間300日稼働可能という実態があり、その上、多摩地域全体で見た場合、17施設4,374tの処理能力があるのに対し、実際の処理量は2,232tで約半分の余裕がある。こうした事情を勘案したとき、果たして10%の上乗せが必要か。現に5%以下や0%の事例もあるのだから、再検討が必要ではないか」という意見であった。これに対して、「平成25年5月に閣議決定された『廃棄物処理施設整備計画』では、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題になったことを踏まえ、通常の廃棄物処理に加え、一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、一定程度の余裕を持った焼却施設の能力を維持することが重要としている。災害廃棄物の処理量の割合は、施設規模や災害廃棄物量の違い、又は災害廃棄物の処理期間の考え方など、各団体によって割合が異なると考えている。災害廃棄物10%は、災害廃棄物の処理を最大限行うことに加えて、平常時においても安定的に稼働ができるよう過大な施設規模とならないように設定したものだが、ごみ搬入量の変動した場合や、他団体との相互支援に活用できると考えている。相互支援体制は、支援を受ける場合だけでなく、支援をする場合も想定する必要がある。なお、施設の年間稼働日数は、環境省の課長通知において280日とされているのに対し、本計画では292日としている」と回答した。

12-3については、「実稼働率0.8の根拠である『先進都市のごみ処理施設の稼働日数の事例』及び調整稼働率0.96の根拠を明示してほしい」という意見であった。これに対して、「『年間停止日数73日』の根拠としているのは、東京二十三区清掃一部事務組合の施設の事例を参考にしている。調整稼働率『0.96』は、環境省の課長通知『廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱について』において、『ごみ焼却施設が正常に運転される予定の日においても、故障や、やむを得ない一時休止のための処理能力が低下することを考慮した係数（96%）とする』と示されている」と回答した。これにつ

いては、基本計画に記載しているもので、一部反映済みとした。

12-5については、「小平市、武蔵村山市のごみ有料化施策などにより変化すると思う」ということが前提で、「施設規模236tは現時点での暫定予測値にすぎず、この数値で計画を確定するのは反対」という意見であった。これに対しては、「改訂・策定作業中の各市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示している。発生抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画の策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げています。本計画は、3市の目標値を用いてごみ排出量及びごみ焼却量を予測し、施設規模を算出している」と回答した。

13-1については、「各市それぞれの住民意識の現状に合わせた努力目標を作って、ごみの減量に努めた上で焼却規模などを決めてほしい」という意見であった。これに対しては、「発生抑制・再利用については、3市が一般廃棄物処理基本計画策定作業、見直し作業を進めており、その中で減量目標を掲げている」と回答した。これについては、3市の基本計画に基づいているため、反映済みとした。

3-3については、「廃棄物処理施設について言えば、法令や条例による規制等を除き、地方公共団体は自治立法権の行使として自治事務の法定受託業務の処理に当たっても独自の基準を含む上乘せ基準を条例で定めることが可能」という意見であった。これに対しては、「排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定めているが、本計画では、法令等による規制値により厳しい自主基準値を設定する。また、本事業の実施による悪臭、騒音・振動、排水などの環境影響要因について、関係法令や小平市告示を遵守する」と回答した。これについては、基本計画に記載しているもので、反映済みとした。

3-4については、「廃棄物処理法で定められた施設の生活環境影響調査に関し、関係住民や専門家からの意見聴取を行い、一定の配慮をすること」という意見であった。これに対しては、「環境影響評価では、予測・評価した内容について公示・縦覧するとともに、市民説明会を行い、市民や関係市長から意見聴取を行い、その意見に対する見解の公表や専門的立場からその内容が審査されるなど、一連の手続きが定められている。本事業では、この手続きに従い、市民の皆様からの意見聴取や専門的立場からの審査が行われる」と回答した。

6-1については、「運転管理値は目標であり、これを超えた場合であっても自主基準値以下であれば許容可とも考えられる。そうだとすると設定する意味がないことにもなるので、それぞれ値の違いを明確にする必要があると考える。そうではなく自主基準値より運転管理値を優先するというのであれば、その数字の提示を望む」という意見であった。これに対しては、「排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準値が定められているが、本計画では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を設定する。自主基準値は、廃棄物処理法に基づき行う一般廃棄物処理施設設置届のなかで、順守すべき基準値として明記する。このことにより、自主基準値を超えた場合、操業を停止しなければならない。一方、運転管理値は、自主基準値を超過しないように運転するための目標値である。具体的な運転管理値は、今後、業者選定の中で、ヒアリングや提案を基に設定する」と回答した。

6-3については、「自主基準値は類似施設と同程度と評価しているが、相対的なものではなく、その値がどのような意味があるか、例えば、法令等による規制値に対して、人体、環境などにどの程度の影響低減につながるものかなど、科学的根拠に基づく解説が付されると良い」という意見であった。これ

に対しては、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められている」とし、「また、この環境基準を達成するために、施設からの排出基準値が定められている。自主基準値は、排出基準値と比較してさらに厳しい基準を設定する。法規制値や自主基準値の考え方について本計画に追記する」と回答した。これについては反映するとした。

7-4については、「排ガス基準をトップレベルにするべきではないか」という意見であった。これに対しては、「大気汚染については、人の健康を保護し、生活を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見をもとに十分な安全を見込んで環境基準が定められている。この環境基準を達成するために、排ガスに対する法規制値が定められており、本施設では、より厳しい自主基準値を設定した。この自主基準値は、東京二十三区清掃一部事務組合など既に稼働している施設において採用されており、より環境にやさしい施設として運営できるよう、必ず守る必要がある上限値として定めたものであることから、本計画（案）でお示ししたとおりとする」と回答した。

12-8については、「長年培ってきた地域住民・市民との信頼関係継続に加えて、新しくできた付近マンションや住宅の住民との信頼関係も含めるように訂正してほしい」という意見であった。これに対しては、「長年培ってきた地域住民・市民との信頼関係を継続する」を「継続し」と変え、「新たに近隣にお住まいになる皆様との信頼関係を築くため」という文章を追加した。第1章、第2章については以上。

(座 長) いまのところまでの意見ということだが、こういった回答をしたことに対する意見ということではどうか。

(事務局) その他、その関連することであれば、願います。

(座 長) 意見等あるか。

(委 員) 明らかに個人名、上尾市市長、副議長の汚職となっているが、これは〇〇市というふうにはできないのか。原文のまま出しているということだが、何か嫌な部分かなと思った。そのまま公開するのか。

(事務局) この3市以外のことなので、組織市の事例等踏まえ検討する。

(委 員) 全体として同じような回答をしている。事業者の見解のほうが同じ説明が繰り返されているところが多く、木で鼻をくくったような回答というふうに思われそうだ。例えばいっばい出ている意見として、場所の選定についてその選定の段階から幾つか案を出して、市民の意見も聞いて決めるべきだったのではないかということが何人も意見が出ていると思うが、それについては、「行政資源の有効活用の観点から、現敷地について検討し、可能であるとの結論に至ったため、3市と協議の上、現在の場所で計画することとした」というように説明を繰り返している。ですが、7-1の意見で、2015年8月の貴衛生組合の報告書『今後の施設整備のあり方について』の中で、『施設更新に係る合意形成』の項目として「必要性、処理システム、施設用地、他に適地があるのではないかと」挙げているにもかかわらず、そのことは結局行政内部、衛生組合と3市で決定したし、そういうよう

に決めたという発表もなかったという経緯が批判されていて、それはやはり聞くべきではないかなと思う。そうした経緯については今後のこともあるので、「そういう必要性等から合意形成をはかる決め方も1つの考え方としてあるが、平たく言えば時間がないので、内部で決めて、それでこれ以上遅くできないという事情がある」という説明をするのであれば、そのように説明したほうが良いと思う。意見として、パブリックコメントで幾つも出ているのは、やはりもうちょっと市民の意見を検討してほしいということだと思うので、もっとその施設の場所を決める段階から意見を聞くというシステムが必要だったということではないか。もう1つは、意見を聞くだけの懇談会ではなくて、武蔵野市など公募市民が参加した委員会の中で決定していくというプロセスを取り込むこともできるわけだから、それも1つの考え方として今後検討するというようにはできないのか。何かあまりにもちょっと誠意を感じられない。同じ回答を繰り返しているが、いろいろな意見は、いろいろな角度から言っていると思う。あまりに同じ回答が多いというように思う。

(座 長) もう既にこのような回答をしているという前提の上で、今後のこのようなことがあった場合の対応ということではどうか。

(委 員) 真摯に受けとめるぐらいのことがあってもいいと思うが、そのようにはできないのか。

(事務局) 組合としてもその意見に対する対応状況を考慮し、72件の参考意見とした。その他を多くする自治体もあると思うが、参考意見という形でまとめたものである。同じように紋切り型と感じられるのは、そのように感じる方もいると思う。ただ、組合は質問を精読し、このようなことが一番聞きたいのではないかということについて、同じような質問については同じような答えをしたということで、若干そのように感じてしまうかと思う。意見については、今回反映できないとしても、今後に生かしていくところがあれば、生かしていきたいということは、常日ごろ考えているので、参考意見としたいと思う。

(委 員) ということは、回答の仕方については、特に同じ回答の繰り返しで構わないということか。

(事務局) 構わないというよりも組合の回答の仕方についてのスタイルとしては、このような形にしていきたい。

(座 長) 6-1だが、これはほかのところでもこのような書き方をしているところがあるが、今後、出せるようなものについては、設定したら公表をするという考え方でよいのか。ここでは自主基準値よりも、運転管理値をその数値の提示を望むということがあって、これは今後ヒアリングの中で提案を基に設定していくという回答をしているが、今後、数値が出てきたら設定した数値を公表するという考え方でよいのか。

(事務局) 運転管理値に関しては、もちろん隠しておく必要性は全くないが、公表をするに当たっては、自主基準値と紛らわしくないような形でわかりやすく表現ができるような形があれば、他市の事例も参考にしながら検討していく。場合によっては、この自主基準値と運転管理値とは何かというような、余計わからなくなることもあるので、その辺も含めて考えていく。

- (座 長) 3-4だが、これは参考意見としているが、反映済みという考え方にはならないのか。何が違うのか。回答とか見解を見ると既に反映されているというような回答となっているが。
- (事務局) 実際に東京都条例の環境影響評価等を行っているが、その基準の中でこのようなことをしっかりやっていかなければならないという内容を記載しているので、実際にはこの3-4の回答、見解のところの内容で事業を進めていくことになる。反映済みとしなかったことについては、基本計画にその記載は特にしていないため、反映済みとはしていない。
- (座 長) これから反映することが結構あるので、それはそういう書き方をしてはどうかと思った。
- (委 員) 先程のところですが、「項目の検討は殆ど全く行わず、従って、検討結果の発表もなく」、こうした計画案が発表されているということが書いてある。この検討結果の発表は公に結局されなかったという経緯について説明することはできないのか。7-1に関しての回答、見解を見ると連絡協議会や懇談会をやっており、パブコメもやって意見募集しているとしか書いてなくて、意見について対応していないという気がする。「今後の施設整備のあり方について(2015年報告書)」の中では、そうした検討項目が挙がっていたが、この懇談会は開催される前に場所は決まっていたわけで、その間のことが3市と組合で相談して決めたことだと思うが、その辺の説明はあったほうがいいと思う。
- (座 長) 繰り返しになるが、もう既に回答が済んでいるという中で、今後の説明、もしこういったことを説明する場所があるときに、これについても説明をしたほうがいいという意見でよろしいか。
- (委 員) パブコメで出てきているわけだから、そうした経緯について疑問を持っているわけで、どうして市民意見を聞く前に決めてしまったのかという強い疑問があるわけで、その経緯については組合から説明する義務があるのではないと思う。
- (座 長) これはこれで回答をしたわけなので、これから回答するということではない。
- (委 員) 回答は、これから示すのではないのか。
- (事務局) これから示す。
- (委 員) だから、見解についてももう少し回答に書き込んだほうがよい。
- (事務局) 今の意見は、説明が足りないということだと思うので、今すぐこのようにするとは言えないが、内部で検討し、なるべくわかりやすく、それから質問者に対して対応した答えになるように検討していく。
- (委 員) 質問者がずっと意見を言っているから、回答するほうがつらい。だから、逆にいうと箇条書きに回答するようにしてはどうか。本当は意見もこまめに分けて言ってくれればと回答しやすいと思うが。だから、多少箇条書きにしたほうがいいかもしれない。

- ・ 引き続き事務局より、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果(案)第3章及び第4章を説明した。

12-9については、『焼却方式の比較検討』に、建設費、維持運営費の比較検討を追加してほしい」という意見であった。これに対しては、「ストーカ式と流動床式のコストを単純に比較することは困難なため、表3-1には記載してない。なお、焼却方法の比較検討は、発注段階でより多くのプラントメーカーが競争に参加できるように、焼却方式であるストーカと流動床の両方式の採用の可能性について検討したものである。今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費及び維持管理費を算出します」と回答し、以下は要求水準書の説明となる。「要求水準書とは、施設に必要とされる性能・機能等を示したもので、一般的には仕様書に相当するものです。しかし、要求水準書においては請負者の創意工夫を活かす余地を残すことにより、事業費の縮減や、サービスの向上を期待するところが一般の仕様書とは異なっています」とした。

2-2については、「100mの煙突を選択すべきだということを提案する」という意見であった。これに対して、「大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として」と、先程の説明にもあったが、環境基準について回答した。さらに排出基準値について回答し、「排ガスによる影響を極力防止するため、信頼性の高い公害防止設備を導入し、排出基準値より厳しい自主基準値を定めるとともに、施設の稼働においては自主基準値よりも更に低減した運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境保全対策の充実を図ります」と回答した。以降の「煙突の高さについて」からは、基本計画にも記載している内容となり、「今後、風洞実験等により検証する」と回答した。

9-4については、「煙突の高さ59.5mと100mの場合、おのおのの地上到達濃度が最大濃度となる地点はどこか、明記してほしい」という意見であった。これについては、新旧対照表No.6に記載している。今回は、あくまでも既存の気象データを用いた排ガスの拡散シミュレーションで、煙突高さ59.5mでは、南南西約650m、煙突高さ100mでは、南南西約810mということ本文に記載した。

9-8については、ヘリコプターの飛行に関して関係機関に問い合わせの上、正確な情報を提供してほしいという意見であった。これに対しては、陸上自衛隊立川駐屯地に確認したところ、「一般的に航空障害灯については、夜間障害物があるという目印にしているが、飛行行路に関する目標とはしていない。障害灯があるなしに関わらず夜間ヘリコプターは飛行するが、障害灯がある場合は避ける」という回答であった。

6-4については、「構造計画について、耐震安全性を確保できる構造が必要と考えるということで、自然災害を対象にしているが、それだけではなく、事故への対応も考慮する必要がある。時々、消防車が出動する事故が発生している現状で、付近の住民が不安になるような事態を回避できるよう過去の事例から想定される最大の事故でも強度的に安全性が確保できる構造が必要と考える」という意見であった。これに対しては、「建築物の耐震安全性に加えて、ごみピットを含めた火災予防及び消火対策、高圧・高温設備の安全防護対策、薬液漏洩予防対策、事故の波及防止対策など、過去の事故事例を教訓として、設備面、構造面、システム面などについて十分な対策を講じる」と回答した。これについては、新旧対照表のNo.8に、「施設の運転、点検、清掃等の作業の安全性を確保しつつ、過去の事故事例を教訓として、設備面、構造面、システム面などについて、十分考慮する」と基本計画に反映した。

12-10については、「発電設備の交付金の『交付要件』の内容を明示してほしい」という意見であった。これに対しては、反映するとし、新旧対照表のNo.5のとおり、「国の循環型社会形成推進交付金交付要綱では、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組を行う施設に対して、通常は対象事業費の3分の1である交付率を、一部2分の1とする重点化が図られている。これを受け、マニュアルでは、交付率を2分の1とする対象設備と要件が定められており、この要件の中に、エネルギー回収率が定められている。各施設規模により異なるが、本計画の施設規模では、エネルギー回収率19%以上とする」と回答した。エネルギー回収率は、発電効率と熱利用率は足されるが、本施設では発電効率において19%以上とするという内容を記載した。

12-12については、「門、塀については、安全、防犯に支障のない範囲で低くして、中が見えるくらいにした方が親しみの持てる施設になる」という意見であった。これに対しては、反映するとし、新旧対照表のNo.7のとおり、「安全・防犯に支障のない範囲で低くするなど、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げとならないよう配慮し」と基本計画に記載した。以前は「意匠」という言葉で、そのあたりを記載していたつもりでしたが、わかりにくいという意見だと思うので、「意匠」は削除し、具体的に「低く」などという言い回しとした。

12-13については、『環境啓発機能の検討』ということで、「ごみを減らすことの大切さ、施設の建設・維持管理運営費が多額になることを啓発、強調してほしい」という意見であった。これに対しては、新旧対照表のNo.9のとおり、表4-16の中に「ごみを減らすことの大切さ、ごみ処理に係る経費など、ごみ処理、環境問題に関する普及啓発をします」と追記した。

(座長) 意見等あるか。

<特になし>

- ・ 事務局より、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果(案)について説明した。

1-1については、「DBO方式でプラントメーカーの技術力とノウハウにたよることになるが、しっかりコントロールできるのか」という意見であった。これに対しては、「DBO方式は、運営の全てを民間事業者任せのものではなく、公共の責任の基で、公共と民間事業者の役割分担を取り決めて民間事業者の技術力とノウハウを最大限に活用して事業を実施する方式である。組合の役割として最も重要なことは、事業の実施状況を常に確認しながら、環境保全や市民への情報提供等を通じて、安全・安心な施設の運営を維持・継続することである。そのため、発注者である組合が事業契約に基づく事業実施状況についてモニタリングを行い、受託事業者に対し指導・監督を行っていく。モニタリングを確実に実施するため、また、市民の皆様との意見交換を継続するため、必要な職員を配置していく」と回答した。

4-8については、「事業費について曖昧である、どんぶり勘定である」という意見であった。これに対しては、「ごみ焼却施設は、プラントメーカー独自の技術を基に建設する高度な専門性を有する施設

である。したがって、一般の公共施設のように発注者が図面を示し、業者に発注する方式ではなく、発注者側が施設に必要とされる性能等の水準を示し、設計を含めた施工契約締結を行う性能発注方式が一般的である」と回答した。また、「本計画は、この要求水準書を作成する前段として、必要な基本事項を定めたもので、事業費については、複数社のプラントメーカーの見積を参考に、建設費を概算として示した。今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していく」と回答した。

5-2についても、「事業費について高額である」という意見であった。これに対しては、「建設費について、平成28年度契約実績では、施設規模が100t以上の清掃工場の建設に係る施設規模単価は、t当たり約9,700万円となる。本計画で提示した建設費258億円は、施設規模単価1億700万円であり、基本計画段階では、妥当な金額と考える。今後、本計画を基に要求水準書を作成し、詳細な建設費を算出していく」と回答した。

10-5については、「委託ではなく建設することのメリットも具体的に分かりやすく記載してほしい。また、足湯ではなく、焼却時の熱を利用した温水プールなど公共施設を充実させてほしい」という意見であった。これに対しては、「3市地域では、それぞれ市の単独で施設を整備することは困難なため、共同で組合を設置し、ごみの中間処理を行っている。組合では、本計画に基づいて、ごみ処理を継続して実施する。なお、本施設を建設することのメリットについては、委託処理と比較した費用対効果の分析を行い、公表していく。余熱については、極力発電に利用し、売電収入による運営管理費の縮減に努める。また、こもればの足湯へ熱供給を継続するほか、災害時に一時的に避難者を受け入れる際にも活用していく」と回答した。

12-14については、「財源計画について、6-1で示しているのは、新施設建設工事費の財源計画であって、『全体事業費』の財源計画と記述するには不適切である」という意見であった。これに対しては、「これまで基本計画案の中では、「概算全体事業費」としていたが、「概算事業費」とした。これについては、一部反映するとした。

(座長) 意見等あるか。

(委員) 今の意見は全体事業費という書き方だけではなくて、ごみ処理支援に係る費用や維持管理費について、それが一般財源であることや3市が幾ら負担をするのかということも記述するべきと書いている。それについて、回答できるとか記述できるとかできないとか、あるいは今後どの段階で記述、算出できるとか、そういう回答はあったほうがよいのではないかな。

(事務局) それに関しては、12-14で、「なお、ごみ処理支援や運営に係る費用については、詳細な支援量、運営方式、要求水準書などが定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出する」と記載をしている。

(委員) それはわかったが、それが一般財源で3市の負担金であるということとか、3市がどういうふう負担するかということも書いたほうがいいのかという意見だと思うので、それに対してはどうか。書けるのか、今後書くのか、出せるのか、そういう回答はないのか。

(委員) それは出せないのではないかな。毎年の金額が変わってくるから平均して同じ金額ではな

い。ごみ量や管理運営費などあって、その年の量ではなくて、前々年度、前年度の実績を基にやっているの、将来のことはわからない。それは難しいと思う。

(委員) もし難しいのであれば、そのように書いたほうがよいと思う。

(事務局) 振り返りになるが、なお書きで「この施設整備の基本計画案を施設整備基本計画にする段階での見解を示している」ので、この段階では、「ごみ処理支援や運営に係る費用については詳細な支援量、運営方式、要求水準書が定まった段階で詳細検討を行い、全体事業費を算出する」という回答しかなく、詳細が決まってないので、この整備基本計画自体には金額が決まってないので盛り込めない。そのような回答とした。

(委員) 皆さんのいろいろな意見を聞いて感じることは、今回は整備基本計画の策定である。住民の方がいろいろな意見、いろいろなことを聞きたいというのはすごくわかるが、この整備基本計画の策定という枠から外れている。少し遠いところを求めていると感じる。この整備基本計画が策定されてから、次のステップで、財政であるとかいろいろなものが決まっていくという位置づけである。住民の方はいろいろな意見を聞きたいのはよくわかるが、それにどう答えるかというのは非常に難しいところだと思う。

(委員) 市民の側からすると、どうしてこんなそっけない回答なのかと思うので、それはこの段階ではなくて次の段階で決まる、算出していくことをもう少し丁寧に書いたら、まだ納得がいくのではないかと思う

(座長) 参考意見として伺う。

(委員) 3-4の環境アセスの手続きについて、これは実質的に意見のとおりアセスの流れとしているわけだが、それが参考意見となっている。今、説明があったDBOのこともそうだが、実際にやるのに参考意見となるのか。反映済みと参考意見と書いてあって、あまりにも参考意見が多いという感じがする。そういう点では今回の基本計画には反映しないけれども、別途反映しますとかそういう項目を入れてもいいのかなと思う。

(委員) 書き方を変えればわかりやすいと。参考意見というのは反映しようが、しまいが、いつ反映するかわからないわけだから、もう近々に反映するものは、そのようにしてはどうか。

(委員) 別途反映するような、何かそういう表現もいいと感じた。

- ・ 引き続き事務局より、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)意見に対する見解書(案)第5章及び第6章を説明した。

5-12については、「3市市民に対し徹底した情報公開と広報を行う。ブラックボックスを作らない」という意見であった。これに対しては、「本計画は、組合周辺地域の住民の代表者等で構成する連絡協議会、さらに公募を含む3市市民、学識経験者等で構成する懇談会において意見をもらいまとめたものである。また、ホームページ及び広報紙「えんとつ」で本計画(案)を公表し、説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行っている。今後も事業を進めるに当たっては、市民の皆様へ情報提供を行っていく」とした。

3-7については、「廃棄物処理技術とその対策は、排出低減、再利用、再資源化であり、廃棄物の処理・処分は最終的な手段である。『小・村・大』においても、処理・処分やリサイクルの対象となる廃棄物に対して、前処理や中間処理で利用される減容化のための基盤的な工程を進めることが大切である」という意見であった。これに対しは、「廃棄物処理の基本原則として、発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分の順に優先順位が定められている。これを踏まえ、組合に持ち込まれる廃棄物については、金属等の回収や焼却残渣のエコセメント化施設への搬出など、廃棄物の資源化を実践している。本施設では、これらの資源化に加え熱回収を行う」とした。これに関しては、反映済みとした。

2-4については、「ごみの有料化／排出基準の統一化の促進」として、「既に実施している東大和市を一応の基準として、小平市及び武蔵村山市は、これらの作業の一層の促進してほしい。プラスチック中間工場の建設計画の具体化もあり、ある程度時間を要する本件は、是非具体化を急いでほしい」であった。これに対しては、「3市の一般廃棄物処理基本計画の中で、小平市は平成31年度から、武蔵村山市は平成34年度から、ごみの有料化を導入する方針を示している。プラスチック類の排出基準は、平成31年度に、その他の排出基準の統一については、施設の竣工をもって統一できるように現在4団体で調整を続けている」とした。本計画に直接関係ないという判断でその他とした。

13-2については、「昨今のごみ質は容器包装、プラスチック製品、複合ごみ、適正処理困難物が家庭ごみの中に多くあり、税金で処理する基本的生活の域を大きく超えている。生産者、販売者、利用者がそれなりの費用・労力の負担を受け持つような施策を各市で展開してほしい。まず手始めは、容器は購入した店に返すようにしてほしい」という意見であった。これに関しても、本計画に直接関係ないという判断でその他とした。

13-3については、「事業系ごみの値上げの方向での見直しを望む」という意見であった。こちらに関してもその他とした。

1-2については、「他の市町村のごみ焼却施設の実例を2、3件紹介してほしい」という意見であった。これに関してもその他とした。なお、事例については、既存でふじみ衛生組合、武蔵野市、現在、計画中の浅川清流環境組合、町田市を記載した。

(座長) その他については、本計画とは直接関係ないということであったが、質問等あるか。

(委員) 少し前に戻りますが、7-4の排出基準について、トップレベルの排出基準にしてほしいという意見があったと思うが、それに対する説明はないのか。この自主基準値は東京二十三区清掃一部事務組合と同じで、より環境にやさしい施設として運営できるよう、必ず守る必要がある上限値として定めたものであるから、このままにするという見解だが、どうしてトップレベルにしないでこれでいいと言っているのかというのがどうもわからないが。

(委員) トップレベルに近い水準に設定と書いてあり、それに近いからこのままでよいのでは。トップにしろとは言っていない。

(委員) トップレベルにしてほしいと言っているのだから、別にトップじゃなくてもいいと。

(委員) トップレベルには近い。トップレベルの低い水準を設定するよう要望するとなっている。

- (委員) それに対してこれでいいという回答として、何となく理由になっていないような気がする。要するにトップレベルじゃなくても十分だということなのか。トップレベルではない基準も既に最新施設で採用されていて、何の影響も起きていないと回答するのであれば、このレベルでも現行として十分機能して、安全だということが言いたいのだと思うが、これだとよくわからない。私もなぜトップレベルにしないのかなというのは疑問に思っていて、ただ非常に値が低くなって、昔と比べれば厳しい基準になっていると思うので、その辺はそういう考えもあると思う。その考えが伝わるような書き方をわかりやすくしてほしい。新旧対照表の「エネルギー回収率が発電効率と熱利用率の和としているが、本施設では発電効率において19%以上とする」と書いてある。そうするとこれは新しい焼却施設のエネルギー回収率は、足湯にも熱利用するということなので、この19%よりも当然に多くなるということか。
- (委員) これは交付金をもらうための最低限度レベルが19%以上で、これから要求水準書をつくって各メーカーが提案してくる。したがって、20%を多分超えるのは間違いないと思う。つまり総合評価の中の競争性で出してもらうということになる。
- (委員) ということは、書き方として本施設では発電効率だけでも19%以上とするというように書けば、もう既に発電効率だけでも19%以上ならそれ以上になるということがわかると思う。
- (委員) 先ほどのトップレベルという意見を書いた人は、東京二十三区清掃一部組合はトップレベルだと思っている。だから、このようにすると書いたと思う。ただ、そこはストレートに書いてないから、どうなのかと聞いていると思う。東京二十三区清掃一部事務組合の数値は、トップレベルだと思う。ただ、その数値よりも低いところもあるが、ある程度のレベルかと思う。その辺が書いた人はそう思っているが、少し伝わっていなかったという感じがする。
- (委員) もっと低いところは、資料の中で、最新の施設が多摩でもあり、それと比べていると思う。
- (委員) 私たちが見るとほとんど同じレベルという感じである。各メーカーが競争して、少しでも低く設定すると住民の方も安心するのではないかと思ってやるところもあるが、ほぼ同じレベルだと思う。環境の全体の負荷からすれば、東京二十三区は環境負荷も高い。これは清掃工場だけではなく、いろいろなものが集積していて、交通量も多い。そういう点では環境負荷という面からは高いと思う。そういう中に工場をつくるので、東京都二十三区清掃一部事務組合の工場は低い値を設定して、環境負荷が高い東京都二十三区でも大丈夫だという形で考えて設定している。
- (委員) そうですね。そうしたらやはりそのような考えであれば、最新の設置だということを強調したほうがよい。
- (委員) 東京二十三区清掃一部組合は、トップレベルと書けばわかりやすいと思う。
- (委員) そうですね。市民の方はそれがわからない。

(事務局) 熱利用率のところですが、この19%の先ほどの発電と熱の和ということは、それを足して19%以上であればいいということで、例えばプールやお風呂などがあると、そこで使う熱と発電効率。それを足した熱利用率が19%であればいいということである。組合の場合は、ほかに熱を使うところがなく、足湯での熱利用率としてはわずかなので、そこは加味しない。19%以上は、発電だけで目指していこうという考え方である。

(委員) 概要の意見応募者数が14名で、意見応募数が90件とあり、その内訳が90件となっているが、これは多分90人の意見ではないと思う。多分同じ人が何件も何件も出していると思う。それともう1つは、全体的に組合のつくった基本計画案というのは非常によくできていて、そこの中に対しての質問だと思うが、例えば足湯に非常にかかわりがあるって、使用をやめて温水プールにしたらいいかという単純な意見もあるが、それならば使用をやめてどこに温水プールをつくるんだろうかなという疑問が出る。施設見学に行ったときに、温水プールをつくとそこにまた交通量が増えるからやりませんというところがあったような気がする。そういうところもいろいろ考えると、こうしますという意見に対して、こうしますという回答を出すと、またそれかというこれ、出てくるはず。案がとれて、計画ということで実施されても、必ずまた何か出てくると思う。それともう1つは、ここに建てかえるということで決まっている。例えば真如苑のあの土地のあたりにどうだとか、東大和市のどこかになかったとかという意見もあったようだが、そうすると今ここで建てかえるのにもこれだけの労力を費やしているのに、新しく建てる代替の土地を探すのもまた労力が必要。そこに建てる建物の中身も全く今とちがってくるし、この意見ばかりで、そのうち建たなくなるのではないかと思う。これを見ると老朽化されていて危ないと言っているわけだから、これは建てかえるしかない。ここに建てかえるか、違うところに建てるか。立川の場合は、たまたま違うところに建てかえているが、あそこも平成20年度に引っ越すといったようなのがあったのか知らないが、いろいろなところに平成20年度移転するという約束を守れということが貼ってあったりしている。ただ、中島町の人たちはおとなしいのかよくわからないが、そういう看板もあまり見たこともないし、ここに建てかえるのだろうなという気持ちはあると思う。そのときにこの見解書の欄、非常に安心である、地域の住民にも貢献するということが書いてあるので、私はもう単純にそれを信用、信頼したいと思っている。だから、こうなったときに裏切らないような建物を建ててもらえれば、非常にありがたいと思う。この懇談会は、何回かあるかもしれないが、随分勉強させてもらい、皆さんいろいろ考えていると思う。この中身の90件の質問も、武蔵村山市と小平市と東大和市の住民が子供を除いても何万人といるはず。だけど、たった90件しか意見が出てこない。説明会には、3市で56人しか出てない。これを見るとこの建て替えに対して広報PRが足りなかったのか、関心がないのかというその判断もよくわからないが、今こうやって懇談会に集まっているいろいろな意見が出てきて、組合の方もいろいろ苦労されてやっているのだから、ぜひ計画どおりに進めて、基本計画案の最初に載っている安心で安全で何とかというあの一項目の題目にあるような建物を建ててほしいと思う。

- (座 長) 確かに、住民の方からすれば、ほんとうにごく一部の方の意見。それこそ全員に意見を言ってもらえればもう何万通りの意見も出てくると思う。こういったものの決め方というのが全てを反映することは非常に難しいことだと思うが、何割という賛成とかそういうことではないことも理解をしている。極力聞く側、つくる側からすればもうオープンにして、皆さんの意見を聞くという姿勢の中でやって、これだけの意見が出てきたというふうに捉えればいいのかなと思う。
- (委 員) 56人の参加者がいますが、その56人が各会場に複数回出た方はいるか。
- (事務局) そこまでは把握していない。
- (委 員) 例えばいろいろ関心ある団体とかがあるので、例えば組合の会場に来て、今度は市役所のほうにも来たとか、そういう人はいないのか。
- (座 長) 名前を書かないため、把握していない。
- (委 員) 見解の見え方として、これは案をとって出す形になるか。
- (事務局) 今日の意見等も踏まえて、最終的に案をとって公表する。
- (委 員) これは同じような質問、回答が結構出てくるが、例えば小分類の煙突の高さなら煙突の高さでこのような意見が出た。それに対してこうするという回答にはしないのか。
- (事務局) 実際に公表するときには、分類ごとに、代表的な意見とそれの答えという形を取りまとめて、最後に全体のものをつけるようなイメージで考えている。
- (委 員) まとめた概要版みたいなものをつくるイメージか。
- (事務局) そのとおり。
- (委 員) 1件ごとにまとめるということか。
- (事務局) 同じような回答がたくさんあるので、同じような回答になるようなところの代表的な意見を捉えて、回答の一覧表ができれば見やすいかと思う。イメージとしては、代表的な質問を1つ表示し、それに対する代表的な回答というのを記載する。それを幾つか概要として示す。
- (委 員) これを見られるところはホームページとあとどういうところに行ったら見られるのか。
- (事務局) 詳しいところまで今、まだ最終検討してないが、ホームページには必ず載せる。
- (委 員) やはりホームページを見ないという方もいるので、ぜひ紙で見られるように、各市の市役所で見られるなどしてほしい。
- (座 長) この意見に対する対応状況の中で、参考意見というところに集約されている。その理由は先ほど説明がありましたが、今後別な形で示す、あるいは見直すと回答するところは、これ以外に分類を分けて対応するという欄を設けたらどうか。
- (事務局) それについても検討する。

3 その他

- ・次回の開催日について

第12回

平成30年2月23日（金）または平成30年2月26日（月）のいずれかで調整。

19:00～21:00

小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室

4 閉会